2018 年度第 2 回　日本学連幹事会　議事録

開催日時：2018 年(平成 30 年)9 月 29 日(土曜日)　14:00~19:30
開催会場：宮城県多賀城市大代地区公民館 第 1 会議室
議事録作成者：広報部長 山川 登（東京大学)、広報部員 上村 太城（慶應義塾大学)

議題

1. インカレと渉外問題について　【資料 1-1】～【資料 1-3】
2. インカレリレーへの B クラス設置について　【資料 2】
3. 公認大会について
4. 加盟員資格について　【資料 4-1】～【資料 4-6】
5. 学連発足 35 周年記念について　【資料 5】
6. アンチ・ドーピング啓発活動について　【資料 6-1】～【資料 6-3】
7. インストラクタ講習会について　【資料 7-1】～【資料 7-2】
8. セレクションでの日本代表選手の扱いについて(関東学連より提案)
9. オリエンテーリング部を名乗る団体について　【資料 9-1】～【資料 9-2】
10. 後援大会申請
11. 技術委員会報告
12. 各部局活動報告　【資料 12】
13. 地区学連活動報告
14. 次回幹事会について

目次

【資料 1-1】日本学連届出書、報告書の手引き 3
【資料 1-2】渉外問題の情報集約とルール作り 4
【資料 1-3】渉外問題報告書.....6
【資料 2】　インカレリレーB クラス設置の意見書 7
【資料 4-1】加盟員登録の資格について(遠藤).....8
【資料 4-2】加盟員登録の資格について(渡辺).....9
【資料 4-3】加盟に関する規則(関東学連).....10
【資料 4-4】加盟に関する規則(日本学連).....12
【資料 4-5】日本学生オリエンテーリング選手権実施規則(抜粋).....13
【資料 4-6】木村理事のメール 14
【資料 5】　35 周年記念事業.....16
【資料 6-1】アンチ・ドーピング活動の必要性.....18
【資料 6-2】日本学連におけるアンチ・ドーピング活動の検討 19
【資料 6-3】アンチ・ドーピング事前参考資料.....20
【資料 7-1】学連インストラクタ講習会報告 22
【資料 7-2】学連インストラクタ講習会会計報告 23
【資料 9-1】"オリエンテーリング部"を名乗る団体について.....24
【資料 9-2】日本学連の正当性について 26
【資料 12】　学連枠格差是正について 27

日本学連届出書、報告書の手引き(2014.10.23 更新)

・届出書は開催日の 1 週間前までに、使用テレインのある地区学連の事務局及び所属する地区学連の事務局に提出すること。ただし、使用テレインのある地区学連と所属する地区学連が同一の場合、届出書は一通のみの提出で良い。

提出先は以下の通り。(ただし☆を半角の@に変えること。)

北東学連：uofj.hokuto☆gmail.com

関東学連：uofj.kanto☆gmail.com

東海学連：uofj.tokai.ol☆gmail.com

北信越学連：uofj.hokusin☆gmail.com

関西学連：uofj.kansai.ol☆gmail.com

・届出書を提出せず、渉外等の問題を起こした場合、該当地区学連及び日本学連は関知しない。

・報告書は練習会終了後、問題が起こったときのみ、届出書を提出した地区学連に送付すること。

・届出書、報告書は必ず PDF 化して送付し、練習会及び大会の運営の責任者が提出すること。

・加盟校が使用するテレインがある地区学連の事務局は届出書を一週間毎に、報告書は速やかに日本学連事務局に転送すること。

日本学連事務局：uofj-j@orienteering.com

渉外問題がこれ以上おこらないようにするために、学連がいまやるべきことに関して

普及部　臼井沙耶香

今までの話の流れの確認

現状
・渉外問題が最近多く起きていて永久クローズテレインが出てきている
・インカレは山川さんのつての範囲でしかできなくなりつつある

渉外問題で起こりうる問題

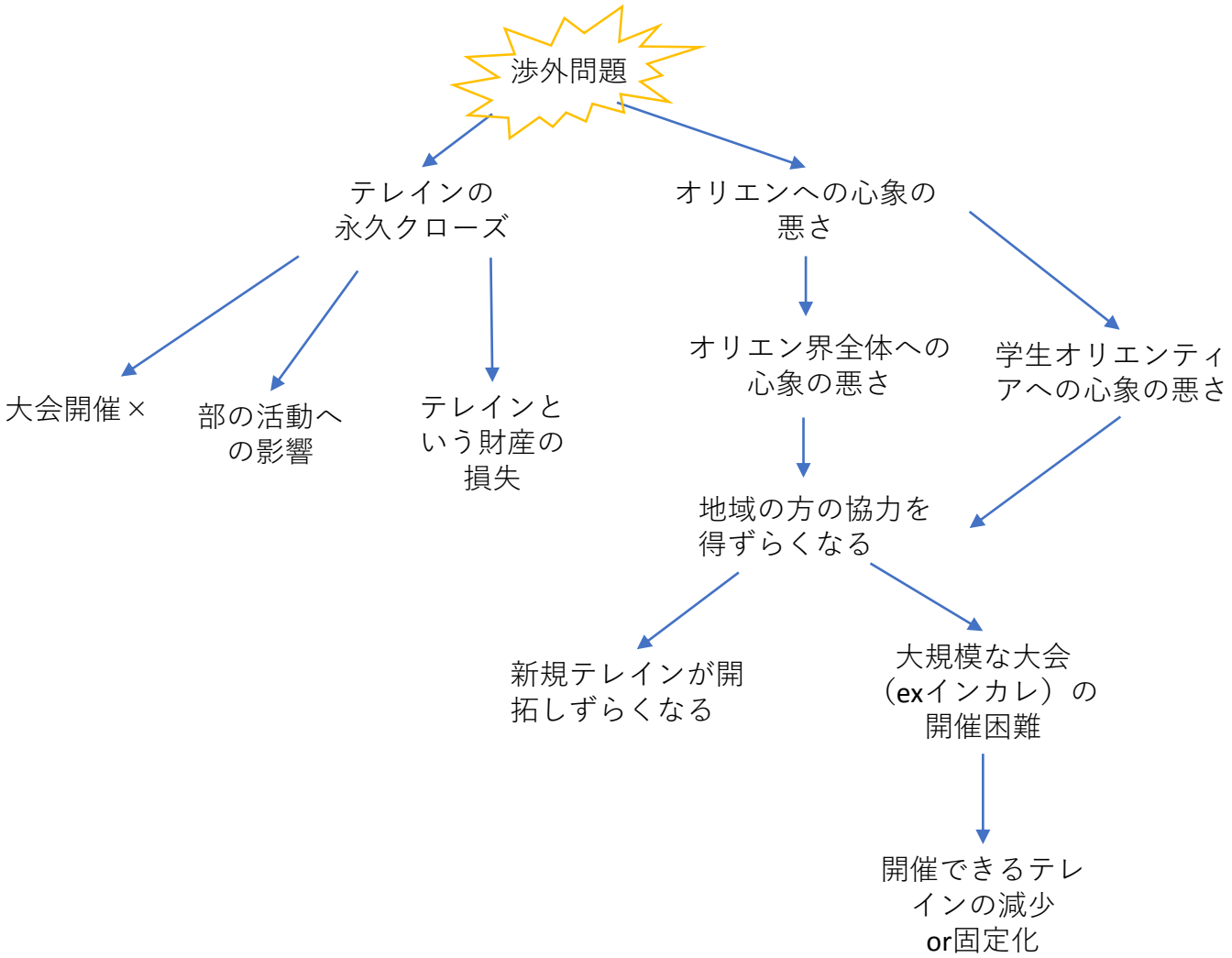

渉外問題が起こる要因

・オリエンティアの、貸す方に対する説明不足
・オリエンティアのマナーがよくない
正直、渉外問題の事例を集めきれていないので推測でしかない
⇒渉外問題を一度集め原因分析をすべき？

解決策

・渉外問題事例集の作成
・守るべきルールの明文化　⇒総会にて各大学に共有

これからの動き

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各大学から渉外問題の事例集め ↓ 渉外問題が起こる原因分析 ＋ 渉外問題事例集の作成		幹事会にて報告	守るべきルールのたたき台 ↓ 有識者の方とメールのやりとりをしながらよりよいルール作りをする			幹事会にて報告＋ルールの修正 ↓ 総会にて周知

【資料1-3】渉外問題報告書

団体名	記入日
いつ	どこで
だれと	
どのような渉外問題が起こったのか。	
どのような対応をとったのか。	
現在の状況	
なぜこのような渉外問題が起こってしまったのか	

2018/5/20　　東京大学 4 年　日本学連会計監査　佐藤 遼平

インカレリレーB クラス設置の意見書

背景

2017 年度インカレリレーWUR クラスにおいて、東大 OLK 所属大学の一年生 4 名が、競技経験の不足のため完走できず、最長 5 時間ほど山中を彷徨った上、表彰式中の帰還となった。また、東大 OLK では昨年度、冬頃からの入部の部員も多く存在し、リレーのコースの難易度は彼らにとってはとても高いものである。

オリエンテーリングにおいて各自のレベルに合わせたコース選択が、安全面と競技の楽しみの両面において不可欠なものである。また近年の日本学連の方針である、積極的な新歓という観点から、現在のインカレリレーのクラス区分は不適切である。
よって、インカレリレーにおける B クラスの設置を提案する。

意見、B クラスの内容について

弊クラブ内で出た意見を集約する。

・難易度はインカレ個人戦 F クラス相当とする。

・リレーの楽しさを残すため 3 人制のままとする
※人数不足が問題。混成チームの許可、A と B クラスを組み合わせたチーム（参考記録）を許可するという案も

・山川杯のバランスを鑑みて、表彰なしとする（1 位だけ表彰という意見もあり）

・男女共通クラスとする（チームを組みやすくするため）

・B クラスで申し込んだ後、一定期間は A クラスに変更できるようにする（インカレ前までの成長を込みで考えられるようにする）※運営の負担との兼ね合いが問題

初級者のモチベーションにつながる、不安を減らせるという意見の一方、現状の意では運営負担が大きいとの意見も多くあった。
以上、広く意見を募りたい。よろしくお願いいたします。

（平成 30 年 6 月 2 日 第 1 回幹事会 参考資料）

加盟員登録の資格について

１．概要

日本学連データベースの運用開始に伴い，加盟員登録の事務作業は大幅に省力化されたが，それに伴ってチェック不足によるミスの危険性が高まっている．このため，地区学連幹事長の集まっているタイミングで改めて加盟員登録の資格を再確認したい．

また，別件として関東学連幹事長の渡辺からこの資格に関する提案があるとのことである．

２．詳細

加盟員資格について陽に述べられているのは“加盟に関する規則”の以下の条文である．

（加盟員資格）
第２条
加盟員となる資格をもつのは、原則として規約第７条に定められた加盟校、準加盟校（以下、加盟校という）となる資格を有する、大学、短期大学、高等専門学校（４・５年）（以下、大学等という）に正規生として学籍を有する者で、大学院学生、専攻科学生、あるいは聴講生、研究生などの非正規生を除く。

（加盟員資格の確認）
第３条
１ 本連盟及び地区学連は、加盟校に対し加盟員資格を証明する書類の提出を求めることができる。
２ 所属加盟校に変更のある者、中断後に再び加盟しようとする者は、加盟手続きにおいてその旨を届け出なければならない。

加盟員資格はインカレの出場資格に等しいため，その扱いは慎重を期さねばならない．また，学連の他の規約にも“加盟員”という文言は多数使用されており，整合性を常に考える必要がある．

2014 年度に大学院生の加盟を巡って議論がなされたものの，結局扱いの変更には至っていない．この議論の過程において，加盟資格を認める根拠というのは非常に心情的な要素が強いことが示唆された．

３．この会議での目標

今回の幹事会では，

・加盟員資格に関する認識の共有
・渡辺の提案に対する議論

以上をとりあえずの目標としたい．

加盟員登録の資格について

関東学連 渡辺

１．学籍が移った場合の加盟員資格更新について （報告）

【経緯】

・関東学連には、学籍が移った場合の加盟員資格更新に関する規約・規則が存在しない。

・学籍が移った場合に加盟校を移せるシステムは存在するが、移す義務はない。

→今年度渡辺（慶應３）が京都大学へ再入学した際、則るガイドラインが存在していない。

また、今後同じような境遇の加盟員が現れたときのため、規則の整備が求められる。

そこで関東学連幹事会としては、

・関東学連幹事長の業務を円滑に行うため、渡辺を慶應で加盟員登録させ、

・その上で、今年度中に、関東学連内で加盟員資格更新に関する規則の整備を目指す

ことが望ましいと考え、次回以降の総会で主に以下の論点について話し合っていく予定である。

【論点】

年度区切りで学籍が変更された場合に、

・加盟登録校を転入先に移す義務が存在するのか、あるいは

・加盟登録校に関して選択権が存在するのか。

【参考】

『関東学連 加盟に関する規則』

http://www.orienteering.com/~uofj/kanto/media/bulletins//20151010-%E5%8A%A0%E7%9B%9F%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%A6%8F%E5%89%872015.pdf

２．大学入学時以外で新規加盟登録を行った者の、学部卒業後の加盟員資格について（提案）

【経緯】

オリエンテーリング界の活発化に伴い、２年次以降に新規加盟員登録を行う学生数が増加している。

そうした学生は、順調に進級していった場合に、学連登録年数が４年に満たず卒業する。一方で留年などして学部に留まれば、学連登録を更新することができる。これに疑問を持った。

事実過去にも大学院生の加盟を巡っての議論は存在したらしい。

【提案】

この大学院生の加盟を巡っての議論は、上述の転入した場合に関する議論と、学籍が更新されている点で類似していると思われる。

そこで、今回加盟員資格更新について再考するにあたって、大学院生の加盟に関する議論も復活させ、まとめて話し合っていくことを提案したい。

加盟に関する規則

［趣旨］
第１条
本規則は関東学生オリエンテーリング連盟規約第 54 条により、本連盟への加盟に関する細則となるものである。

［加盟員資格］
第２条
１　加盟員となる資格をもつのは、原則として規約第６条に定められた加盟（準加盟）校となる資格を 有する、大学、短期大学、高等専門学校（４年・５年)、専攻科学生（以下、大学等と略す）に正規生として学籍を有する者で、大学院学生、留学生、あるいは聴講生・研究生などの非正規生を除く。
２　年度途中で前項に定められた教育機関を卒業若しくは中退した者は直ちに加盟員としての資格を失 う。

［加盟員資格の確認］
第３条
１　本連盟は、加盟（準加盟）校に対し加盟員資格を証明する書類の提出を求めることができる。
２　所属加盟（準加盟）校に変更のある者、中退後に再び加盟しようとする者は、加盟手続きにおいてその旨を文章にて届け出なければならない。

［加盟更新に対する勧告］
第４条
１　幹事会は前年度加盟（準加盟）校に対し加盟員が規約第 13 条に定める加盟手続きを行い、加盟を更新するための文書を５月末日までに各加盟（準加盟）校の代表者に送付しなければならない。
２　幹事会は、前年度加盟（準加盟）校が規約第 13 条に従い加盟手続きを行わなかった場合には、その 代表者に対し加盟更新の意志を確認しなければならない。
３　前項の定めるところにより、幹事会が 10 月末日までに３回以上加盟更新の意志を確認してもなお返答を行わない加盟（準加盟）校は、規約第 13 条３項に定めるところにより本連盟から脱退したものとみ なされる。

［規約外の学校の加盟］
第５条
大学等と同等の入学資格を要し、類似のカリキュラムを有する教育機関は、総会での承認を以って加盟（準加盟）校の資格を有し、その学校に正規生として在籍する者は加盟員となる資格を有する。

［複数校の合併加盟］
第６条
１　本連盟への加盟は１校にて１加盟（準加盟）校として登録することを原則とするが、複数の大学等が社会通念上１校とみなし得る場合、総会の承認を以って１加盟（準加盟）校として加盟することができる。ただし、複数の４年制大学をその中に含むことはできない。
２　加盟（準加盟）校としての名称は必ずそのうちの１校を代表として取るものとするが、その採用優先順位は大学・短期大学・その他の学校の順とする。
３　本連盟は、加盟（準加盟）校に対し毎年の加盟手続きにあたって学校別の加盟員名簿の提出を求めることができる。

［１校の分割加盟］
第７条
１　本連盟への加盟は１校にて１加盟（準加盟）校として登録することを原則とするが、１大学等が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に修学年次を通じて学生生活上の交流がなく、１校としての加盟が不都合である場合、本連盟の承認を以って複数校として加盟できる。ただし、一方が本連盟以外の学生オリエンテーリング連盟の管轄下に所属する場合、当該地区学連の承認も必要とされる。

２　加盟校としての名称は、通例に従い学部若しくは地名を付記するものとする。

［大学統廃合に関する措置］

第８条

１　大学の統廃合などで複数の加盟校が統合する場合、統合時に所属する学校の名称が変更となる加盟員は、所属する加盟校名称を甲(統合前)と乙(統合後)から選択することができる。
２　甲と乙は別個の加盟校として扱うものとする。
３　加盟年度の途中で加盟校が統合する場合は、統合した次の年度の加盟登録で所属加盟校を選択する ものとする。
４　所属加盟校の選択は、加盟校単位ではなく個人単位でそれぞれ行うことができる。
５　甲を選択した者は、毎年度、所属加盟校を甲乙いずれかに選択することができる。
６　乙を一度でも選択した者は、所属加盟校を再び甲にすることはできない。
７　統合後に新たに加盟する者は、乙での加盟のみが認められる。

［特例加盟の手続き］

第９条

第５条から８条までに該当する特例加盟については、本連盟総会での承認に加え、日本学連幹事会での承認を必要とする。

［加盟校名称の変更］

第１０条

加盟（準加盟）校の名称変更を要する場合は、加盟手続きにおいてその旨を届け出なければならない。

［改正］

第１１条

本規則の改正は総会の議決による。

［施行］

第１２条

本規則は 1993 年 11 月 13 日より施行される。

1993 年 7 月 17 日制定
2002 年 4 月 20 日改正
2009 年 3 月 19 日改正
2015 年 10 月　3 日改正

加盟に関する規則

（趣旨）
第１条　本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟規約第 48 条により、本連盟の加盟に関する細則となるものである。

（加盟員資格）
第２条　加盟員となる資格をもつのは、原則として規約第７条に定められた加盟校、準加盟校（以下、加盟校という）となる資格を有する、大学、短期大学、高等専門学校（４・５年）（以下、大学等という）に正規生として学籍を有する者で、大学院学生、専攻科学生、あるいは聴講生、研究生などの非正規生を除く。

（加盟員資格の確認）
第３条
１　本連盟及び地区学連は、加盟校に対し加盟員資格を証明する書類の提出を求めることができる。
２　所属加盟校に変更のある者、中断後に再び加盟しようとする者は、加盟手続きにおいてその旨を届け出なければならない。

（規約外の学校の加盟）
第４条　大学等と同様の入学資格を必要とし、類似のカリキュラムを有する教育機関は、地区学連の承認をもって加盟校の資格を有し、その学校に正規生として在籍する者は加盟員となる資格を有する。

（複数校の合併加盟）
第５条
１　１校で１加盟校として加盟することを原則とするが、複数の大学等が社会通念上１校と見なし得る場合、地区学連の承認をもって複数の大学等が１加盟校として加盟することができる。但し、複数の４年制大学をその中に含むことはできない。
２　加盟校としての名称は必ずそのうちの１校を代表として採るものとするが、その採用の優先順位は、大学、短期大学、その他の学校とする

（１校の分割加盟）
第６条
１　１校で１加盟校として加盟することを原則とするが、１大学等が地理的に隔たった複数のキャンパスから構成され、その間に就学年次を通じて学生生活上の交流がなく、１校としての加盟が不都合である場合、地区学連の、複数の地区にかかわる場合は当該全地区学連の承認をもって複数校として加盟できる。
２　加盟校としての名称は、通例に従い学部あるいは地名を付記するものとする。

（特例加盟の手続き）
第７条　第４条から第６条までに該当する特例加盟については、地区学連に加え、本連盟幹事会の承認を必要とするものとする。

（加盟校名称の変更）
第８条　加盟校名称の変更を要する場合には、加盟手続きにおいてその旨を届けなければならない。

（改正）
第９条　この規則の改正は総会の議決による

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※ 条項に(ロング),(ミドル),(スプリント),(リレー)とある場合,
当該条項は，該当する競技部門にのみ適用される。

第１章 全般的な規則

第１条 規則の適用

1.1 この規則は，日本学生オリエンテーリング連盟（以下，日本学連と略す）が主催する，日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下，インカレと略す）に適用される。

1.2 すべての選手登録者，選手を支援する者（以下，チームオフィシャル），競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は，この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は，この規則の解釈にあたっては，スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を，当該インカレに限定して不適用とし，変更する必要がある場合，技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は，要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合，この規則に定める内容を不適用とする際は，イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし，理事会の承認を不要とする。

第２条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは，次の８つの競技部門を設ける。
男子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
女子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門
男子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
女子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門
男子スプリント：個人スプリント競技部門
女子スプリント：個人スプリント競技部門
男子リレー：３名のリレー競技部門
女子リレー：３名のリレー競技部門

2.2 インカレは，すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 （廃止）

2.5 インカレは，すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者，男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者，男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者，男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第３条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は，年１回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は，原則として次のとおりとする。
秋インカレ（８月～１２月）：ロング,スプリント
春インカレ（１月～３月）：ミドル,リレー

3.3 インカレは，開会式，閉会式を別途行うことができる。

第４条 参加規定

4.1 選手権競技者は，以下のすべての条件を満たす。
・日本学連の加盟員であること
・初めて日本学連に登録した年度から数えて４年以内
・年齢は当該年度３月31 日現在29 歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校（以下，各校と略す）は，選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は，男子60 名，女子30 名とし，別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し，別に定める規則によって，競技者数を追加することができる。ロングの競技者は，選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は，男子60 名，女子30 名とし，別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し，別に定める規則によって，競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は，選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は，男子60 名，女子30 名とし，別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し，別に定める規則によって，競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は，選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は，日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は，男女各々１チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは，選手登録名簿に記載された者により構成される。但し，男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は，選手登録者とは別に，チームオフィシャルを同行させることができる。各校は，チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は，以下のとおりとする。
男子クラスの選手権への選手登録に対して，２名
女子クラスの選手権への選手登録に対して，２名

4.8 参加者は，自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我，障害，損害について主催者は一切責任をもたない。また，参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第５条 要項

5.1 主管者は，インカレに関する必要な情報を，要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付あるいはWebサイトにて公開あるいはメールにて送付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は，以下の通りとする。
要項１（６カ月前）：
開催日，開催地，主管者の連絡先，競技責任者の氏名，イベント・アドバイザーの氏名，立入禁止区域
要項２（４カ月前）：
日程，テレインの概要，地図に関する情報（縮尺，等高線間隔，走行可能度表示），テレインの標高（ コースの15 % 以上が1,200m を超える場合のみ），採用するパンチングシステム，コース設定者の氏名，トレーニング・モデルイベントに関する情報，一般クラス・併設大会がある場合その情報，観戦者のための情報，宿泊・輸送に関する情報，参加費，申込方法，申込締切日，申込用紙
要項３（２週間前）：
気象，特殊な地図表記，コース距離・登距離，優勝設定時間，特殊な位置説明，スタート時刻，競技のタイムスケジュール，集合場所，代表者ミーティングに関する情報，承認された実施規則の不適用条項と変更内容，その他競技に関する留意事項

Subject: [y-uofj:0125] RE: 2018 年度第 2 回幹事会のご案内

木村です。
議案を見て提案があります。
今回の幹事会で結論は出ないと思いますが、今後の議題に加えてください。

今回の幹事会の議題「加盟員登録の資格」があります。
現在の加盟員資格の変更の検討をしていただきたいです。
それは年齢条項の変更です。
（現）28 歳以下
（新提案）25 歳以下

現在の年齢条項は FISU 主催のユニバーシアード出場資格の年齢が基準となっています。
（加盟員資格策定時に議論に加わっていたので経緯は知っています）
ところが最近 FISU はユニバーシアードの出場資格年齢を変更しました。
2019 年のユニバーシアードの参加資格は 25 歳以下です。
基準となっている規約が変更されたことで、日本学連加盟員資格も変更が必要です。
ここを統一しておけば
日本学連加盟員は FISU 主催の世界学生大会やユニバーシアード大会への
参加資格をほぼ自動的に満たすことになります。

「ほぼ」と書いたのは、基準日が違うからです。
FISU の基準年齢は 1 月 1 日を基準としていますが
日本学連は 3 月 31 日を基準日としています。
実際に FISU 大会派遣にあたっては、
生年月日と出場資格を正確に確認するところから始まります。

木村佳司

木村です。
実は大変な誤解をしていました。
今回提案するのは、加盟員資格の年齢制限ではなく
インカレ選手権クラス参加の年齢制限です。ごめんなさい。

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則
4.1 選手権競技者は，以下のすべての条件を満たす。
・日本学連の加盟員であること
・初めて日本学連に登録した年度から数えて 4 年以内
【現行】・年齢は当該年度 3 月 31 日現在 29 歳未満
【提案】・年齢は当該年度 3 月 31 日現在 27 歳未満

FISU の変更にあわせて 2 歳引き下げます。
FISU に合わせれば 1 月 1 日現在 25 歳以下つまり 26 歳未満なのですが
日本学連は 3 月 31 日時の算定ですので、もう少し緩くする必要があります。
そこで 27 歳未満とします。

木村佳司

（平成 30 年 6 月 2 日 第 1 回幹事会 参考資料）

日本学連 35 周年記念事業について

１．概要

日本学連は 2019 年 12 月で発足 35 周年を迎えるため，これに向けて何かしら記念事業の準備をしていく必要がある．この議題に関する経緯を簡単にまとめた．

2014 年 12 月	日本学連 30 周年
2015 年 3 月	30 周年記念行事に関する案が全く集まらず，ICMR の挨拶で触れるにとどまる
2015 年 6 月	何も実施しなかったことに関して，今後の動きも踏まえて検討 ・意義が見いだせないので 30 周年行事を行うべきだったと考えていない ・何かをしようという機運の高まりを以て実施すればよいことで，無理に記念行事をする必要はなく，現時点で 35,40 周年記念事業を実施する予定はない という結論に至る
2016 年 6 月	河合会長の意見から，35 周年記念事業に向けた議題が上がる [以下，河合会長の意見を一部抜粋] 可能であれば 30 周年記念祝賀会を開くべきだったと考えています．準備の時間などを考えれば現実的には難しかったと思いますが．JOA 加盟を果たしたこともあり，タイミングとしてはよかったはずです． では，それはなぜか． 学連の前身連絡協を含めれば，30 年以上に渡って組織やインカレを継続できたのも，先人たちの努力や学連の周囲の方々のご協力があったからこそであり，それらの方々に感謝し，今後も努力を続けることを誓う場を設けることは，社会的な存在としては当たり前のことだと思うからです． 具体的には，祝賀会にはお世話になった方々を招き，特に功績のあった方を表彰したりするのがよいでしょう． 当然理事会マターということになりますね． 35 周年では，ぜひ考えていただきたいと思います． ここでは主に祝賀会について議論がなされ，インカレ後あたりに時間を設けて人を集めた会費制パーティーを行うなどの案が出た．過去にはこの手の行事で赤字が出て学連が負担したこともあった模様 2016 年度は，これ以降毎回話し合うも特に具体的意見が出ず，進捗ゼロのまま 2017 年度に入る
2017 年 6 月	瀬川幹事長(当時)が，個人的意見として学連の記録，テレイン紹介などを冊子にして記念品とできないかという提案を行う

	これ以降，記念品に関する話が主体となるが，瀬川幹事長以外から特に案が出ず，毎回議題にあるのに進捗はほどんどゼロという状態が続く
2018 年 6 月	35 周年まで 1 年半となり，そろそろ本腰を入れて取り組む必要がある

２．詳細

“35 周年記念事業”としてまとめているが，大きく二つの要素に分かれる．

２．１　祝賀会について

河合会長からの意見にもあったように，お世話になった方々へのお礼として祝賀会的行事は実施するべきであると言える．ただしこれは開催有無や内容も含めて理事会が決める性格のものであり，学生としては理事会決定にしたがって時期等を調整することになる．

２．２　記念品について

幹事会主体で進めるのは記念品（具体的な形の有無は問わない）の製作である．瀬川前幹事長の案のほか，前回幹事会では Web でのテレイン情報の集約，学連のロゴ製作(思い付きレベルの発言)などが挙がっていた．しかしもはや案をあれこれ挙げている時間はなく，具体的な準備に取り掛かるべきタイミングにきている．

また，そもそも祝賀会以外に記念品事業が必要なのかという意見もあるかもしれないが，祝賀会が主にこれまでの功労者に向けたものであるのに対して，記念品は現役生の将来の活動に資するものであり，学連の役割や重要性について加盟員が考える機会を提供することにもつながる．やって損はない事業ではないかと考える．

具体的なスケジュールを構築するにあたっては記念品の製作期間などがネックになるが，これは何を作るかによって大きく変わるため，先に決めておくのは難しいと推察される．

３．この会議での目標

今回の幹事会では，

・記念品事業の必要性を再確認
・事業案を出し尽くし，数個に絞り込む
・今後１年半のタイムテーブルを策定していく

以上をとりあえずの目標としたい．

【資料6-1】アンチ・ドーピング活動の必要性

2018 年 9 月 29 日

アンチ・ドーピング活動の必要性

1．学生の違反数が増加傾向

年度	件数	割合	備考
H25 年度	2	29% (2/7)	うち高校生 1 件
H26 年度	2	14% (1/7)	
H27 年度	1	11% (1/9)	うち高校生 1 件
H28 年度	2	33% (2/6)	
H29 年度	2	50% (2/4)	

2．増加の背景

- 教育が充実してきているトップ層に比べ、学生へのアンチ・ドーピング教育がなかなか浸透していない
- インターネット通販によりサプリメントが容易に入手できる環境

3．サプリメントに起因する違反事例

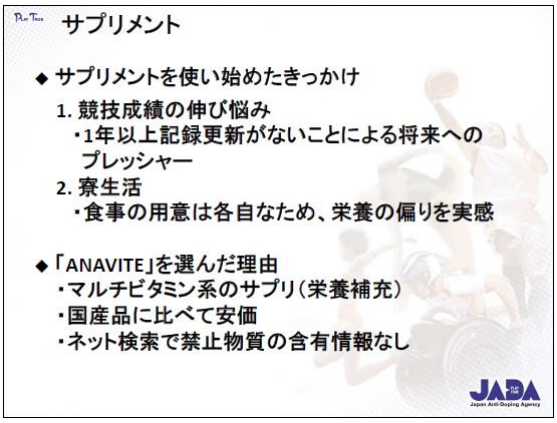

→資格停止　7 か月

4．違反によっておこること

- 競技の社会的イメージの低下
- 協賛離れ（例：シャラポワ　ポルシェ，ナイキ＞契約の一時停止，タグホイヤー＞契約更新見送り）
- 選手の成績執行，資格停止

5．アンチ・ドーピング活動が必要な理由

- インカレの価値向上
- 加盟員の保護
- クリーンな組織のアピール

2018 年 9 月 29 日幹事会

日本学連におけるアンチ･ドーピング活動の検討

スケジュール

H30年度　幹事会の開催に合わせて検討と報告を進める

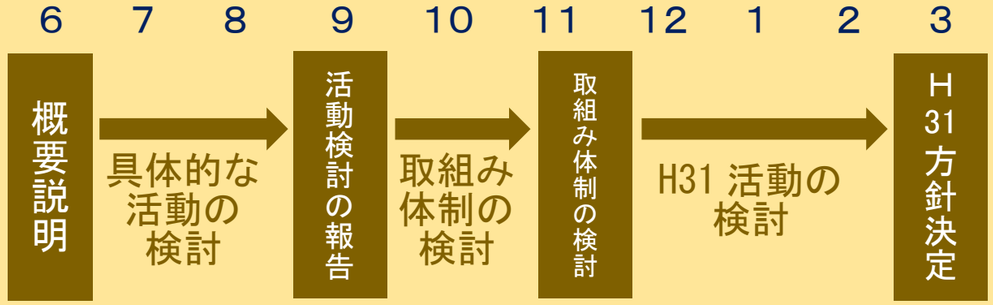

前回幹事会でいただいたご意見

■資料以外で広めるためにやれそうなこと
- 広報するなら HP，ツイッター，ML などの複数メディアを使えば効果的ではないか．
- インカレで「一般クラスでも検査をやる可能性がある」といえば，下の層にも興味を広げられる．
- インカレプログラムにアンチドーピングページを入れてもらう．

■資料に書いてあるもので難しいと思われること
- 広報誌「いぶき」はどれだけの人が読んでいるのか怪しい．
- 開会式で行うには時間がかかりすぎるのではないか．
- 大体の学連合宿では数 10 人でそれだけにやって意味あるのか．

考えられる活動

活動		場	実施難易度	備考
分類	内容			
アウトリーチ	パネル展示	インカレ会場，大学大会会場	○	資材は JADA から借り出すことが可能
教育	講習会	学連合宿，大学合宿，講習会	△	講師派遣（費用），人材養成，効果の検証
	Eラーニング（ALPHA）	自宅	◎	選手権クラスの出場要件とすることを検討，選手の理解が得られるか
広報	広告掲載	インカレ・大学大会のプログラム	◎	全日本大会などで実施済み，JADA に申し込むと原稿データが届く
	JADA バナー掲載	学連ウェブサイト	◎	アンチ･ドーピングの取組みを示せる
	情報発信	Twitter	◎	速報性の高いニュース
	情報提供	学連ウェブサイト	○	JADA アスリートサイト，スポーツファーマシスト検索，GrobalDRO への誘導・紹介
人材育成	講師養成	講習会	△	JADA の普及活動者向け研修を活用
	相談窓口開設	加盟員に身近な相談相手	△	

・アウトリーチの例
春インカレでシード選手パネルのようにパネルを JADA から借りる.
かかる費用はスーツケース 2 つ分くらいのスーツケースの送料くらいのみ.
学生大会でやってくれるところがあれば会場においておく.

・講習会
https://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2018/04/e7947232d7f93435ff2eb904341b1549.pdf（日本ラグビーフットボール協会，JADA 連絡協議会資料）

・E ラーニング（ALPHA）
https://adel.wada-ama.org/ja
毎年内容の若干の変化があると思われる（毎年禁止表の改訂が年始にあるため）.
終わると修了証が得られる.
どうしてやる必要があるかを伝えないと同意が得られるかどうか.
欠点：時間が割とかかる．面倒.
他競技の例：JARA（日本ボート協会）では 2012 年から新人戦にでるためには，修了証の提出が義務（https://www.jara.or.jp/race/2012/2012freshman_jada.pdf）

・広告掲載
Play True の広告
全日本大会は毎年やっているが，今までのデータを引き継いでいたが，毎年少しずつデザインが変わっている.
JADA に申請すると，毎年新しいものを送ってもらうことができ，その競技から何件の申請が来たかカウントされている.
申請の件数が多いほどクリーンなスポーツであることのアピールができる.

・JADA アスリートサイト
https://www.realchampion.jp/
アスリートに向けたアンチ・ドーピングに関しての知識，手続き方法が載っているサイト

・スポーツファーマシスト検索
https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php
知識を持った薬剤師を JADA がスポーツファーマシストとして認定.
その方々の勤務先など身近に相談できる薬剤師を探すことができる.

・GrobalDRO
https://www.globaldro.com/JP/search
薬の製品名や成分名から禁止表に記載された成分が含まれていないか検索できる.

・他競技のアンチ・ドーピングに関したページの例（一部）
http://www.jsta.or.jp/about_anti-doping.html（日本ソフトテニス連盟，アンチ・ドーピングについて）
http://www.iuau.jp/news/2018/anti2018.pdf（日本学生陸上競技連合，知っておきたいアンチ・ドーピングの知識）

JOA アンチ・ドーピング委員会　http://www.orienteering.or.jp/AD/
JADA　https://www.playtruejapan.org/
WADA　https://www.wada-ama.org/

https://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2018/09/2aa0637abc61793838c14fb1067d33dc.pdf
（アンチ・ドーピング活動推進研修会，スポーツ庁発表）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/196/pdf/s0901960261960.pdf
（スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律，10 月 1 日施行）

『今回の幹事会で求めるもの』
・シートの中の「考えられる活動」のところにあげたそれぞれのメニューの確認と実施難易度が適当かどうか．実施難易度から来年度以降の活動の取組みの優先順位を決定していく．実施難易度で◎のものが来年度にまず取り組み始めることになると思われるもの.

・次に学連としてどういう体制で取り組んでいくか.
その議論を受けて JOA のアンチ・ドーピング委員会との連携の仕方を検討して 11 月の幹事会に諮りたい.

【資料7-1】学連インストラクタ講習会報告

2018.9.29 学連幹事会資料
学連インストラクタ講習会報告
　報告：山川（副会長）

主催：日本学連
場所：ヤマカワハウス
期日：8 月 13 日～14 日
講師：高村卓（JOA）、坂野翔哉
サポート：宮西、荻田（栃木県協会）
アレンジ・会計・キーノート＆補講：山川
受講者：27 名、うち一般参加者 1 名
費用報告：別紙（一番申し訳ないパタンとして幹事会中に集計してデータ開示）
講習内容について（坂野）JOA の教本内容では、最新の IT 化時代に繁栄していない内容も多く、その点で学連でも数年幹事会等で話し合ってきたことなどを背景に幹事を 2 年間勤めた坂野氏に特に新しい考え方について全面的に書き直していただいた。そのためより実践的で県協会が行っている講習より深い内容の講習ができたと考えている。以下：坂野コメント：大会運営マニュアルについては、調査依頼・提訴の項を作りました。高村さんと仁多見さんからのフィードバックを含む加筆修正を済ませ体裁も整えたので、このあたりで今回の資料としては完成として人数分印刷します。
それとは別に、オリエンテーリング界を取り巻く組織体系やクラブ運営についても専門科目テキストに記載があるため、より具体性をもった叩き台となるよう 5 ページの補足資料を作成しました。
今日明日は都合があるので、これ以上の資料作成や大幅な加筆修正はできなさそうです。あとは専門科目テキストと口頭説明とさせていただきます。
それで、幹事会で話し合って欲しいのは、この講習内容の開示について、幹事会限定で公開しますが（議論終了までクラブに持ち帰っての流布禁止）、見たとおり、かなりの充実した内容となっています。一応 6 月幹事会で結審した内容から予算的に 50 時間で時給 1000 円で費用を支弁していますが、この額ではかけた努力に見合うものでなく、投資的になるので、今後も講習生限定として、活用していくことで投資と見るのが金額的に妥当な評価とみるが、内容的に学連全体に公開してしまった方がみんなの役に立つのは言うまでもない内容でかなり充実した内容となっている。正当な評価をして（ちなみに言い値は時給 3000 円）もらえれば学連公開で構わない、個人としてもむしろそれを望む、との意向です。
　つまり、会計報告をして（約 60 万円）さらに 10 万円の上乗せを幹事会決済枠なので決議して、この内容は坂野財産でなく、学連財産として今後運用していきたいがどうか？というアレンジャー山川からの提案です。尚開示資料に加えて、さらに現場で私が現場の渉外経験報告を講義で足しているので、さらに充実した内容で公開できる予定です。(
今後もわかりにくい山川の言を、皆と同世代の坂野に判り易く書き直してもらう事業は内容によって学連負担か YMOE 社負担か別れてくるかと思うが、オリエンテーリング界の永続性を担保する為には非常に極めて重要な作業であると考えている･･･補足）

【資料7-2】学連インストラクタ講習会会計報告

学連インストラクタ講習会会計報告

収入の部

一般参加者	10000	
学連補填	555216	
	565216	

支出の部

講師関連	223300	謝礼・交通費・教材費
アシスタント関連	20000	謝礼・交通費
ハウス光熱費	8400	
学連地図	4500	版権代は無償
講習生交通費	309016	
	565216	

【幹事会議題】

坂野が執筆した内容にいくらの価値をつけるか？　とりあえず3月総会での山川発言をもとに（予算はだいたい50万）評価したが
内容的に今の評価額では簡単に公開するにはちょっと安すぎる。しかし内容はオリエンティアとして重要な共有事項を含んでおり、
広く公開して共通認識とすべき
提案としては、時給3000円でどうかということ、あとは口頭で説明します。

（平成 30 年 6 月 2 日 第 1 回幹事会 参考資料）

“オリエンテーリング部”を名乗る団体について

１．概要

“オリエンテーリング部”や“オリエンテーリング研究会”を称するも，オリエンテーリング活動の実態がないと見られる課外活動団体がある．

現時点で明らかな実害を被っているという例はないが，オリエンテーリングの普及活動全体を考えたとき，イメージ戦略的に問題となる可能性は否定できない．これを学連として問題視するか否かを含め，幹事会の場で意見交換を行いたい．決してアクションを起こすことありきではないので注意されたい．

また，この議題は我々と名称を同じくしていることのみを取り上げるものであり，他団体の活動内容を批評するものではないことを強調しておく．

２．詳細

２．１　該当団体と考えうる対応策

現在確認している該当団体として，

・富山大学オリエンテーリング部

・熊本学園大学オリエンテーリング研究会

の２団体がある．Web サイトは以下リンクより閲覧可．

[富山大学公認課外活動団体一覧]
https://www.u-toyama.ac.jp/campuslife/circle/list.html

[クラブ・サークル紹介｜熊本学園大学]
http://www.kumagaku.ac.jp/circle/index

以下これら２団体を“該当団体”と呼ぶ．学連側から該当団体に起こすアクションとしては，

・学連への加盟を提案

・該当団体の名称変更（オリエンテーリングの語を削除）を提案

の２つが考えられる．現状でオリエンテーリング活動の実態がない以上前者の線は薄い．いずれの案にせよ，その要請に際しては明快な論拠が必要となる．

２．２　不祥事等の事態における懸念

考えうる実害としては，学連加盟校若しくは該当団体が不祥事を起こした際（特にオリエンテーリングの語を伴って報道の対象となった場合）に**双方が**風評被害を受ける可能性がある．学連側の団体は大会参加時の自動車事故等のリスクが高く，むしろ名称変更のメリットは該当団体側で大きいとも言える．

２．３　イメージ戦略における懸念

オリエンテーリングという語は一般大衆に馴染みのあるものとは言いがたく，触れる機会自体が少ない．富山，熊本はいずれも学連加盟校の存在しない地域であり，地域の学生にとっては該当団体の名称こそが言葉としてのオリエンテーリングに触れる唯一の機会と思われる．

そのような状況において，オリエンテーリング活動の実態がない団体がオリエンテーリングを名乗ることで誤解を生むのは容易に想像され，普及活動の機会損失につながっている可能性すらある．

ただしこのイメージ戦略上の不都合を明確に示すことは困難であり，オリエンティア側が気に食わないだけという見方もできる．これを主たる理由として該当団体に名称変更を要請するのは無理がある．

２．４　注意点

繰り返しになるが，一オリエンティア目線でいい気がしないというのと学連としてアクションを起こすのは次元が異なる話であり，明確な論拠を伴わない限り学連として他団体に働きかけることはできない．団体規模の差を考えれば，我々からの働きかけが圧力と捉えられても不思議はない．気になる人が多い話ではあると思うが，慎重に扱いたい問題である．

３．この会議での目標

今回の幹事会では

・この問題についての意見を収集

・今後の方針の大まかな策定

以上をとりあえずの目標としたい．

【資料9-2】日本学連の正当性について

[y-uofj:0069] Re: 2018 年度第 1 回幹事会のご案内（議案）
木村です。
明日の幹事会は出席できません。

議題でひとつ気になっているのが「怪しいオリエンテーリング部」です。
情報が無いので勝手に想像で書かせていただきます。
幹事会での議論の知識背景に使ってください。

何が怪しいのか、何が正統なのか意見はいろいろです。
任意団体の日本学連だって怪しい組織といわれるかもしれません。
しかし、私たちは今や正統性を主張する材料を一つだけ持っています。
それは JOA の会員だということです。

日本国を統治しているのは法律です。（法治国家）
その法律に従って内閣総理大臣が行政のトップにいます。
内閣総理大臣が所管する内閣府によって日本国の公益に資する団体として
公益社団法人が認定されています。
日本オリエンテーリング協会は公益社団法人として
スポーツとしてのオリエンテーリングを統括する日本唯一の組織です。
その日本オリエンテーリング協会に日本学連は加盟しています。
加盟の条件は
「学生オリエンテーリングを統括する日本で唯一の組織」
であることを認めることです。
（これは私が JOA の総会、理事会で強く主張したところ）
日本学連の加盟校・準加盟校はそんな日本で唯一の組織に加盟していることになりま
す。

こんな権威主義が実社会で有効に働くわけないのですが
最終段階になると、こうした理論が活きてくることがあります。

木村佳司

【資料12】学連枠格差是正について

中九四学連の他学連に対する選手権地区学連枠の顕著な格差の是正に関して

○中九四学連の地区学連枠の現状
・男子は 2 枠を 4,5 人、女子は 1 枠を 2,3 人で争う現状
→他学連と比べて著しい格差がある。選手権のレベルを落とさないために規約は定めているものの、学生最高峰の大会であるインカレの選手権出場者のセレクションとしては健全とは言い難いため、改善案を示す必要があると考える。

○改善案例
・関西学連との地区学連枠統合
メリット：地区学連枠の格差は解消される
　　手続きは比較的煩雑でない
デメリット：再分割のタイミングが難しい
　　枠の廃止は学連の体をなしていると言えるのか
　　統合直後の中九四学連枠の再分配方法（枠返上時と同じ対応が良いと思われるが…)

・関西学連と中九四学連の統合
メリット：地区学連枠の格差は解消される
デメリット：再分割のタイミングが難しい
　　手続きが煩雑である
　　統合直後の中九四学連枠の再分配方法

・現状維持
メリット：手間はかからない
デメリット：格差の解消にならない

恐らく他にもたくさん案はあるかと思われます。今回は軽く触れる程度の話ですが、次回以降の幹事会で議論していく可能性もありますので、頭の片隅にでも置いておいて頂ければ助かります。